

令和2年 壱岐市議会定例会 6月議会 議録(第2日)

議事日程(第2号)

令和2年6月15日 午前10時00分開議

日程第1	報告第4号	令和元年度壱岐市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第2	報告第5号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について	質疑なし、 報告済
日程第3	報告第6号	令和元年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済
日程第4	報告第7号	令和元年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	質疑なし、 報告済
日程第5	報告第8号	令和元年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について	質疑あり、 報告済
日程第6	議案第34号	長崎県病院企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第35号	壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第36号	壱岐市税条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第37号	壱岐市手数料条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第38号	壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第39号	壱岐市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第40号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第41号	壱岐市へき地診療所条例の廃止について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第42号	損害賠償の額の決定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第43号	壱岐市地域防災計画の修正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第44号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第45号	市道路線の認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第18	議案第46号	市道路線の廃止について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第19	議案第47号	令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	予算特別委員会付託
日程第20	議案第48号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	陳情第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情	総務文教厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

出席議員（16名）

1番 中原 正博君	2番 山川 忠久君
3番 山内 豊君	4番 植村 圭司君
5番 清水 修君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	8番 音嶋 正吾君
9番 小金丸益明君	10番 町田 正一君
11番 鵜瀬 和博君	12番 田中 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 赤木 貴尚君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	村田 靖君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君

企画振興部長	……………	本田 政明君	市民部長	……………	石尾 正彦君
保健環境部長	……………	崎川 敏春君	建設部長	……………	増田 誠君
農林水産部長	……………	谷口 実君	教育次長	……………	西原 辰也君
消防本部消防長	……………	山川 康君	総務課長	……………	中上 良二君
財政課長	……………	松尾 勝則君	会計管理者	……………	松本 俊幸君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第4号～日程第5. 報告第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、報告第4号から日程第5、報告第8号までの5件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 報告第8号について質問をいたしたいと思いますが、私、議員になって、これ2回目ですね、事故繰越という言葉聞くのは。前回、三島の工事で初めて事故繰越というのを聞いたんですけども、私大体繰越してもあまり繰越しを少なくしろ、少なくしろ、しつこく言ってきたほうでございます。また今回3件事事故繰越が出ておりますが、いいんですかね。そう簡単にできるもんかなと非常に思っておりますけれども、理由はコロナのせいになっておりますので、やむを得るところもあるとですけども、一番最後の火葬場の解体については、受注者からの成果品が提出されていないということですが、これまでの経緯と今後どうしていくのか、繰越しですから最低でも丸々1年は何もできていない状況でしょうから、その辺の経緯なり何なりをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） おはようございます。中田議員さんの御質問にお答えをいたします。

壱岐市葬斎場解体工事設計業務に関しまして、このたび事故繰越ということになっております。この設計業務の内容としましては、既存施設の解体及び外構工事の設計業務でございます。昨年の9月18日に起工を行いまして、11月の1日に入札、委託契約を11月7日に締結をいたしております。履行期間につきましては、11月7日から令和2年の3月5日までの120日間で

ございます。

契約後につきまして、11月末を迎え、着工が遅れていることが判明をしまして、11月の27日に業者のほうに履行期間を守るよう指示をいたしております。その際に、2月21日までは成果品を提出をするというふうな回答をいただいております。

その後、2月10日に進捗状況を確認をいたしました。その際も予定どおり提出をするというふうな回答を受けておりました。その後、2月21日に再度進捗状況を確認をいたしております。そのときには、遅れているため、1週間遅れで成果品を提出をする予定ということでございました。

2月28日に解体工事分の設計書を受領しまして、外構工事分につきましては、3月の6日までに成果品を提出するというふうな回答をいただきました。その際に、既に工期が1日遅れることとなりますので、5日までに必ず提出をするようにという指示をいたしております。その後、3月の9日に外構分を受領をいたしております。

しかしながら、この設計内容につきまして確認をいたしましたところ、いずれも精度が悪いため、修正を依頼をしたところでございます。

その後も再三にわたり進捗状況の確認を携帯電話やメール、訪問による確認を行っております。

その後、5月21日に解体分の設計書を修正分を受領をいたしました。しかしながら、その段階でも一部不備があるため、再度修正を依頼をいたしておるところでございます。

そして6月10日、先週でございますが、解体分の設計書、また再々提出ということになりますが、その際にも内容等に一部修正がありましたので、明日までに解体分の設計書を提出するよう指示をいたしております。そして6月の12日に、成果品としまして解体分の設計書を受領をいたしております。

ただし、外構工事分につきましては、その際に6月の24日までかかるという回答がございましたので、これにつきましても早急に対応するようという指示をいたしております。

今回このような事態に陥りまして、市民及び議会運営に非常に大きな影響と混乱を招いたことを非常に申し訳なく思っております。今後、早急に成果品の提出を求め、業務の完了を確認後、業務の遅れに伴う損害金の請求を行うとともに、指名審査委員会等におきまして厳正な処分の判断をいたしていただく予定といたしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 事故繰越というのはそのくらいの理由でできるんですかね。間に合わなかったから、結局繰越明許、繰越すというのは年度内に終わらないから次の年度の1年間は繰越しをするという繰越しでしょうから、それを越したら2年目に入ると事故繰越になるん

ですかね。まだ2回目しか聞いておりませんので、事故繰越の意味もよくわからんとですけども、事故という名前がつく限り、よほどの理由がないと事故繰越というのはできんと思うんですけども、そう簡単に、そのくらいの理由で事故繰越ができるんですかね。事故繰越の定義を教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

○財政課長（松尾 勝則君） 中田議員の御質問にお答えをいたします。

事故繰越の定義につきましては、地方自治法第220条第3項におきまして、歳出予算の経費のうち、年度内に支出負担行為をなし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたものとされております。

この避けがたい事故というのは、防風、洪水、地震等の異常な天然現象、地権者の死亡、工事中の崩落事故による中断などに加えまして、今回のように業務の受注者が契約を履行しない、いわゆる債務不履行の場合も含まれております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） そうならもうずっと事故繰越、今から出てくるんですか、受注者の債務不履行で繰越していいということになれば。私、大体繰越明許でもあんまりやむを得ない理由じゃないと、次年度に繰越しはできないという、これ自治法何条かに書いてありますよね。やむを得ない理由により次年度へ繰越すになつるとですよ。でまた次の年。

前回のときも、二度とこういうことがないように注意しますと市長も言われたように覚えておりますが、いいんですか、こんなに事故繰越、今から増えてきて。恥ずかしくないんですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 今回の葬斎場の解体工事につきましては、本当に御迷惑おかけいたしておるところでございますけれども、私たちといたしましては、日ごろから業者に対しましては、発注時に厳正な工期をきちんと守るようというところで指導してきておるところでございますけれども、残念ながらこういう事態が発生したことにつきましては、誠に遺憾なところでございます。

以前にも中田議員のほうからそういう御指摘を受けましたけれども、こういう形を招いたところでございます。こういうことはあつてはならないことですから、改めて指導はしておりますけれども、再度徹底をするようにいたしたいと思っております。本当に御迷惑をおかけしています。申し訳ありません。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（12番 中田 恭一君） 報告ですので、もう報告されれば、「はい」と聞くしかないんでしょうけども、これ認定なつたら、僕は絶対認定しませんよ。絶対おかしいと思いますよ。市

民の皆さんも、逆に同じ発注者の発注してある同じ仕事をする業者の人たちもいい気もしませんよ。一生懸命工期守って、一生懸命やっておる業者と、さぼってとは言いませんけども、忙しくて仕事が遅れてしまって、いつまでもずるずる延ばせるのならもう工期なんていりませんよ。ほかの自治体ありますか、事故、こんなたくさん、1年間に3つも4つも。コロナのせいによれば、今のところどうにか済む事態ではあります。非常におかしいと思いますので、なかなか納得いかんとですけど、報告ですからどうもされませんが、市長、恥ずかしくないですか、市長。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） おっしゃるように、大変恥ずかしいことだと思っております。指名委員会、その他建設にかかわるものについては、副市長をトップとして組織をしております。しかしながら、全責任は、最終的な責任は私にあることは間違いないわけでごさいます、副市長が申しますように、指導ということではもう通らない状況にあると思っております。

そしてさらに、先ほど部長が言いますように、チェックをして、いわゆるうちの建設のほうでチェックをして、そしてそこにミスがある、私はプロとして2回も3回もチェックでミスがわかる、そういった業者の体質そのものについても厳しく求めていきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 中田議員の今の質問に関連して質問させていただきます。

私は、この解体工事に関しては、こういう形をとらざるを得なかったその原因は何かと申しますと、改修工事、いわゆる火葬場の新築工事が全て影響しておるわけです。新築工事を竣工しなければ片方は解体できないわけです。ですから、その事故繰越の理由というのが非常に私は不明瞭であると思っております。そうでしょう、今使っている窯を止めるわけいかんわけですから、そうでしょう、今まで使った窯を。だから、これは事故繰越にせざるを得なかったんです。これは管理不十分だからです。

ですから、もう想定されたんですよ、これは。当初から年度内に終わらないということは想定されておる。そういう想定されることを公然と見逃す。前回の長島の放射線施設も同じじゃなかったですか。事故繰越にしたじゃないですか。明許繰越はできないから事故繰越。これはあくまでもあなたたちの理由付けとしか私たちは感じ取れない。市長が最終的に厳しい御判断をなさいましたんで、どうされるか今後には私たちは注意して見ておきたいと思っております。

ただ、指名委員会の長は副市長と言われました。私は、あまりに今ずっと全現場を見ておまして、公然と明許繰越をする、そういう姿勢が常態化しておる。非常に私はそういう面では予算の執行のあり方に懸念を表したいと思っております。是正をしていただきたい。

以上。

○議長（豊坂 敏文君） 眞鍋副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 葬斎場の解体工事は、設計業務でございまして、新築工事の影響を受けたものではございません。あくまで設計ですから、3月工期を守る工期は十分とっております。しかしながら、御報告を申し上げたとおりでございますので、今後、先ほど申し上げたように、指導を改めて徹底して、このようなただ単に設計の遅れによるとか、そういうことがないように徹底してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。あくまで設計業務です、解体ではございませんので。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で報告第4号外4件の質疑を終わります。
以上で5件の報告を終わります。

日程第6. 議案第34号～日程第18. 議案第46号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第6、議案第34号から日程第18、議案第46号まで13件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 議案第40号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について質問いたします。

要するに、分かりやすく言えば、国民健康保険の被保険者に対して、コロナ感染、あるいはコロナ感染の疑いで働けなくなった人に対して、傷病手当という形で支給されるという内容の条例なんです。まず1点目に、上位法の改正にのっってこれ提出されているのか、あるいは壱岐市が、附則を見たら壱岐市独自でこの傷病手当という形を出されたのか、まずそれが1点目。

それから、この条例の改正については、いつも文語体で書いてあるんで、これ条例なんで非常に曖昧なところがあったらいかんということで、こうやって細かく書いてあるんですが、読んでいても理解するのに非常に大変です。だから、もうちょっと改めて説明を求めたいんです。特にこの附則の6番、9番、10番について、もう一度説明をお願いします。

それから、もう一点、これ国民健康保険の被保険者となっていますが、基本的に恐らく重篤化されるであろう後期高齢者に対するこういった傷病手当の支給というのが、全然規定がないんですが、これは国の上位法の対象外に後期高齢者についてはなっているのかどうか。

以上、3点お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 町田議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、今回の条例改正につきましては、上位法の改正によるものかという質問かと思えます。これにつきましては、今回のコロナウイルス感染症の感染拡大防止のために国の国民健康

保険法の改正に伴う改正でございます。

それと、条文の中の6につきましては、傷病手当金の算定方法につきまして記載をしている条文でございます。内容としましては、まず、その算定に当たりましては、まずその基本となる金額につきましては、傷病手当の支給を始める日の属する月以前の、直近の継続した3か月間の給与の収入額を、その3か月間の就労日数で割った金額の3分の2を傷病手当金とするものでございます。

そして、9項目めにつきましては、今回の傷病手当金の支給の対象は、給与収入のある方ということになっております。それで、給与収入のある方で、給与の全部支給及び一部支給があった場合の傷病手当金の給付調整について内容を記載をいたしておるところでございます。

そして、第10条につきましては、傷病手当金を市から支給した金額につきまして、過払い等があった場合につきましては、事業所のほうからその差額分を徴収をするというふうな内容でございます。

そして、最後の質問ですが、後期高齢者医療の部分につきましては、これにつきましては、4月の22日に後期高齢者医療広域連合のほうで専決処分にて条例の改正を行っているところでございます。内容につきましては、国民健康保険の内容と同じ内容でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） それ、部長が今説明されたんは、これ読めば大体わかるんですが、まず、これ上位法の改正ということなんで、多分この中身の条例については、これはもうやむを得るところがあるんですが、僕は例えば、僕は壱岐市独自でこれがやられとるんかなと正直いって思ったんですよ。これは非常に、例えば厚生年金、一般企業の保険とかそういう形の人とか、あるいは後期の高齢者の人とか、例えば家庭の主婦とかそういう方が、例えば感染した場合には、多分病院に入ったりとか、そちらのほうで非常に影響は大きいんで、その人たちに対して手当を出すというんだったら、壱岐はそんなにまだ6人程度なんで、これのほうではるかに市長、政策としてインパクトがあると、多分ほかの自治体、こんなんやっていないやろうから、これのほうでむしろ壱岐市独自で取り組むんだったら、これが一番安心して、安心してかかるとかいうのもおかしいですが、例えば後期高齢者に対してだって、後期高齢者はこれ恐らくどういう形で、これに準じたという形であれば、後期高齢者だってそれは入院されて2週間とか、3週間とか、長い人だったら1か月近く入院されたりするんで、むしろそちらのほうで非常にわかりやすいんじゃないかと。

例えば、感染した場合、今は特定感染症なんで強制的にでも病院に入ったりとか、自宅待機とか、ホテル借り切って療養に努めるとか、そういった形をとらざるを得ないんで、そういう人たちに対して行政として療養給付金と、僕はこの傷病手当とかいう名前も、僕はもうこんな戦時中

にあったような、こんな言葉を使うこと自体もおかしいと思っているけども、療養手当みたいな形で支給するという政策のほうが非常にわかりやすいんじゃないかと正直いって思うんですが、市長、そういったふうには考えた、これ多分やったら、全国恐らく初です。こういうのが一番僕はわかりやすいと、市民が一番安心できると思うんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 町田議員の御質問でございますけれども、今のところそういうふうに、そこまで考え及んでおりません。

ただ、それを政策として実行するとすれば、これは国民健康保険事業ではなくて、他の事業になると思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 当然それはそうなりますよね。これも国民健康保険法の改正なんで、これ被保険者だけが対象なんで、実は別に僕はこれ国民健康保険の被保険者だけが別にこういった形で補填されるのではなくて、普通に普通の人働いとる人も、それから主婦の人も、後期高齢者の人も、もし島民だったら、もしこれにかかったら、それでも市のほうが療養手当をこうやって出してくれると、僕はそのほうが市民にとっては非常に安心感があると思います。それは子供でも構いませんし、それを全部対象を広げていく。それで、しかもものすごい数が多いとかというような形には、結局僕はそんなにならないと思っているんですよ。

だから、ぜひこういった、それもぜひ市長には検討してもらいたい。それは非常に、多分全国自治体初なんで、それをやったら非常にわかりやすい、マスコミも含めて大いに宣伝してもらえると僕は思っているんで。

それから、部長、ちょっと10項目めの、本市が支給した額を、後ほど事業者から改めてその分を徴収するというのは、これはどういうことなんですかね。例えば、国民健康保険を運営しているのは壱岐市なんですけど、壱岐市の国民健康保険の会計から市が支給した分を、国民健康保険の会計の中からそれは市のほうに戻すということですか。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） これにつきましては、傷病手当金の支給をした場合に、被保険者の方に過払い等が、給与との調整を行いますので、その際に被保険者のほうが給与をもらっておって、その金額が傷病手当金の支給の際に給与の額が誤っておった場合に過払いが生じますので、その際に事業所のほうからその部分をもらうというふうなことでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 町田議員。

○議員（10番 町田 正一君） 本来ならば通告をしてもらいたいというのが、多分部長のあれでしょうけども、例えば、これ国保の対象といたら、ほとんど個人事業主とか、それから小規

模事業所とか、ほとんどそういう方が社会保険じゃないわけなんで入っていると思うんですが、例えば個人事業主がほとんどですよ、国保の対象といたら。

そしたら、1次産業の人とか、そういう方はそしたらそれ、これ支給した額を当該被保険者を使用する事業主といたら、事業主兼被保険者という形になりますけど、後から請求するんですか、その人に対して。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 今回給与対象者がこの傷病手当金の対象となっておりますが、日雇いの労務者とかが該当するかと思っております。

それと、事業主から専従者給与をもらっている方々、そういった方々が今回のこの傷病手当金の該当になるかと考えております。

そういった対象者を今回の対象にしておりますので、御理解をいただければと思います。

○議員（10番 町田 正一君） 議長、いいですか、回数が多くなる。

○議長（豊坂 敏文君） 5回目ですから、これで。

○議員（10番 町田 正一君） いやいや部長、これはわかりますよ、条文の立てつけみたら、そういう形でしか書いていませんので、多分日給月給で働かれている方とか、要するに給与をもらっている人しか対象になっていないですよ。

ところが、国民健康保険の被保険者といたら、農業している人とか、漁業している人とか、あるいは個人で自営でやられている方とか、そういう人たちが大体中心なんです。ほとんどそういう人ですよ。

今、部長が言われるように、例えば事業者から日給月給で働かれている人というのは、割合でしたら恐らく1割にも満たない数だと思いますよ。私が先ほど市長に聞いたのは、非常にこういうのは条文は分かりにくいけれども、もしこういった形で傷病手当みたいな形を出すのであれば、壱岐市独自で僕は取り組んでもらいたいと。農業も漁業も、あるいは僕はもう社保でも構わないと思っていますよ。

例えば医療とか介護の第一線で、一番感染リスクが高いのは、そういった形の事業者の人たちですよ、恐らく。それは行政も含めてです、行政の職員も含めて。ただし、もしそれでかかって、例えば2週間とか1か月とか、そういった形で入院治療、療養をやむを得なくされるという場合は、市長、これは僕は政策として、これをぜひ検討してもらいたいと。これがもしやったら、それは県内の自治体は大ショックです、恐らく。壱岐市はここまでやるんだということになったら、島民の安全にも僕はつながると思うので、ぜひ検討をお願いしたいと思います、早急に。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの町田議員の御提案、確かにおっしゃるように、国民健康保険

の被保険者というのは、ほとんどがおっしゃるように給料をもらっている方は少ないということで、またこの内容についても、まさに市民の方が安心される、できることでもありますから前向きに、制度設計についても検討させていただきたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第34号外12件の質疑を終わります。

日程第19. 議案第47号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第19、議案第47号を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いします。

日程第20. 議案第48号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第20、議案第48号を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第48号の質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第34号から議案第46号まで及び議案第48号の14件をタブレットに配信しておりますので、議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第47号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産

業建設常任委員会の中からとし、委員長に牧永護議員、副委員長に音嶋正吾議員と決定いたしましたので報告をいたします。

日程第21. 陳情第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第21、陳情第1号を議題とします。

ただいま上程いたしました陳情第1号については、タブレットに配信しております陳情等文書表のとおり総務文教厚生常任委員会へ付託します。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、明日、6月16日火曜日午前10時から開きます。

なお、6月16日、17日の2日間は一般質問となっており、明日は4名の議員が登壇予定となっております。壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時38分散会
